

政令第 号

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第二条第一項、第六条第一項（同法第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。）及び第八十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条を第十九条とし、第二条から第十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第一条中「石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条に次の二号を加える。

三 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 五年

四 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 五年

第一条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日」とする。

理由

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、指定疾病として著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびびまん性胸膜肥厚を追加する必要があるからである。